

出席票に掲載した設問の回答・解説

（対象サービス種別）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／認知症対応型共同生活介護／地域密着型介護老人福祉施設生活介護

※■が正解です。

**（1）虐待の防止について**

虐待の防止について、正しい内容を全て選択してください。

- 研修は、事業所内での実施で差し支えない。
- 定期的な研修以外にも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- 委員会は、虐待が発生した時のみ開催する。  
⇒定期的に開催することが必要です。
- 虐待が発生した場合、再発防止のため、どんな情報であっても従業者に共有すべきである。  
⇒虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有すべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。
- 指針には、成年後見制度の利用支援に関する事項も盛り込む。

**（2）事故報告について**

市への事故報告について、正しい内容を全て選択してください。

- 利用者が、サービス提供時間外に転倒して骨折したと報告してきたが、市へ報告しなかつた。  
⇒事故報告は、サービス提供時間内に起きたものを対象とします。ただし、サービス提供時間には、通常のサービス提供時間に加え、送迎・通院等の時間も含み、また、在宅の通所・入所サービス及び施設サービス等は、利用者が事業所内にいる間を含むものとします。
- サービス提供時間内に、利用者の自己過失により利用者が怪我をしてしまい病院受診したが、事業所に過失はないためこれは事故ではない。  
⇒事業者側の過失の有無は問わず、利用者の自己過失による事故についても、事故報告対象となります。
- サービス提供を通じて感染したと思われる同一の感染症の者又はそれが疑われる者が、全利用者の半数以上発生したため、市へ報告した。  
⇒感染症等の報告対象は、以下の通りです。

食中毒及び感染症について、サービスの提供に関連して発生した場合又は発生が疑われる場合であって、次のいずれかに該当する場合。

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業者等が報告を必要と判断した場合

□別の利用者の薬を誤って飲ませてしまったが、体調に変化はなかったため、市へ報告しなかった。

⇒誤薬は市への事故報告対象です。

（対象事業所）

居宅介護支援／介護予防支援

※■が正解です。

### （1）虐待の防止について

虐待の防止について、正しい内容を全て選択してください。

■研修は、事業所内での実施で差し支えない。

■定期的な研修以外にも、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。

□委員会は、虐待が発生した時のみ開催する。

⇒定期的に開催することが必要です。

□虐待が発生した場合、再発防止のため、どんな情報であっても従業者に共有すべきである。

⇒虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有すべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。

■指針には、成年後見制度の利用支援に関する事項も盛り込む。

### （2）内容及び手続きの説明及び同意について

内容及び手続の説明及び同意について、正しい内容を全て選択してください。

□利用者に対して、あらかじめ「複数の事業者を紹介するよう求めることができる」ことを説明していないが、複数の事業者を紹介したうえで選択してもらっているので問題はない。

⇒事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければなりません。

■説明や同意は、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。

■あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要やその他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。